

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成 28 年 3 月 31 日
山口県規則第 37 号

改正 平成 28 年 10 月 11 日条例第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成 28 年山口県条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例別表知事の項の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表知事の項の規則で定める事務は、夫婦である事実並びに不妊治療に要する費用の助成に係る申請の日の属する年の前年(当該申請の日の属する月が 1 月から 5 月までの場合にあつては、前々年)の夫及び妻の所得の額(児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条に規定する所得につき同令第 3 条の規定により計算した額をいう。)の合計額についての審査に関する事務とする。

(条例別表教育委員会の項の規則で定める事務)

第 3 条 条例別表教育委員会の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条第 1 号に規定する収入額及び同号に規定する需要額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。